

広島県告示第五百七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条第一項及び第百十八条の規定によつて、一般曹候補生（陸上、海上及び航空自衛隊）の採用試験について、次のとおり告示する。

令和四年六月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

一 試験期日

1 第一次試験 令和四年九月十七日（土）

2 第二次試験 令和四年十月十日（月）から十三日（木）までのうち指定する一日

二 試験場所

1 第一次試験 広島合同庁舎（広島市中区上八丁堀六番三十号）のほか県内各会場
2 第二次試験 陸上自衛隊海田市駐屯地（安芸郡海田町寿町二番一号）

三 試験内容

1 第一次試験 筆記試験（国語、数学、英語及び作文）及び適性検査
2 第二次試験 口述試験及び身体検査

四 応募受付期間

令和四年七月一日（金）から令和四年九月五日（月）まで

五 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

1 採用予定月の一日現在において十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者であること。ただし、三十二歳の者にあっては、採用予定月の末日現在で、三十三歳に達していない者に限る。

2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しない者であること。

六 合格発表日

1 第一次試験 令和四年十月三日（月）
2 第二次試験 令和四年十一月十五日（火）

七 その他

- 1 第一次試験は、Web試験による受験も可能である。
- 2 採用は、令和五年三月下旬から四月上旬とする。
- 3 詳細は、自衛隊広島地方協力本部又は同地方協力本部の各出張所等に問い合わせること。